

平成28年第4回定例会提出議案の説明資料（第3集）

議案 番号	件名	担当部課	頁
17	柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	1
18	柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	2

議案第17号 柏市職員勤務時間条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護を行う職員に係る時間外勤務の免除、介護休暇の取得方法の変更、介護時間の新設等について定めるため、柏市職員勤務時間条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 育児を行う職員に係る遅出勤務、時間外勤務の免除並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子について、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって当該職員が現に監護するもの、里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等を含むものとする（第4条の2の3第1項関係）。
- 2 任命権者は、職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこと（第4条の2の4第2項関係）。
- 3 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、当該指定する期間内において必要と認められる期間とすること（第9条の3第1項及び第2項関係）。
- 4 職員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇として、介護時間を新設すること（第9条の4関係）。
- 5 この条例は、平成29年1月1日から施行すること。

議案第18号 柏市職員育児休業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業及び部分休業の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整方法を改めるため、柏市職員育児休業条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 育児休業及び部分休業の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に関する法律に定めるもののほか、児童の親等の意に反するため養子縁組によって養親になることを希望している者として当該児童を受託することができない職員に委託されている児童を加えること（第2条の2関係）。
- 2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができること（第6条関係）。
- 3 この条例のうち、1は平成29年1月1日から、2は同年4月1日から施行すること。